

下記のとおり、一般競争入札を行うので、地方公務員等共済組合法施行規程第28条の規定に基づいて公告します。

令和7年9月11日

札幌市職員共済組合  
理事長 山本 健晴

## 記

### 1 契約担当部局

〒003-0026 札幌市白石区本通16丁目南4番26号（リフレサッポロ4階）  
札幌市職員共済組合健診事業課健診調整係（電話011-866-3781）

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達件名 婦人科用診療・処置台等
- (2) 規格等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和8年3月31日（火）まで
- (4) 履行場所 札幌市職員共済組合健康管理センター健診所  
（札幌市白石区本通16丁目南4番26号 リフレサッポロ3階）

### (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「卸小売業」の中分類「精密機械器具卸小売業」に登録されている者であること。
- (3) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で定める高度管理医療機器等販売業の許可を受けている者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

#### 4 入札説明書の交付方法

(1) この公告の日から入札日の前日までの毎日、札幌市職員共済組合ホームページからダウンロードすることができる。

(<https://sapporo-kyosai.jp/nyusatsu>)

(2) この公告の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで、上記1に示す契約担当部局においても交付する。

#### 5 入札の場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
上記1に同じ

(2) 入札の日時及び場所

令和7年9月25日(木) 11時00分

札幌市職員共済組合健診事業課 会議室

(札幌市白石区本通16丁目南4番26号 リフレサッポロ4階)

(3) 開札

入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。

(4) 入札書の提出方法

上記(2)の指定日時及び場所において紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、持参または送付により提出すること。

持参または送付により提出する場合は、上記1あてに令和7年9月24日(水)17時00分(必着)までに提出すること。

#### 6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当する場合は免除する。

この場合において、同規則同条中「市長」とあるのは「理事長」と、「本市」とあるのは「当組合」と読み替えるものとする。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に準じて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) その他 詳細は入札説明書による。